

平成 30 年 3 月 30 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 17 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 電磁的通知方法の拡充に伴う見直し等
- 国土交通省の関係通達等の改正に伴い、走行距離計（オドメータ）の表示値の通知方法を変更します。
 - その他通知方法の明確化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

- ① 別添 1 試験規程（TRIAS）について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正を行います。

【新規追加する試験項目（4 項目）】

TRIAS 8-003(1)-01	燃料消費率試験（重量車（2025 年度燃費基準対応））
TRIAS 31-J119-01	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
TRIAS 43-R028(1)-01	警音器の警報音発生装置試験（協定規則第 28 号）
TRIAS 43-R028(2)-01	警音器の音圧試験（協定規則第 28 号）

【一部改正する試験項目（5 項目）】

TRIAS 08-002-02	燃料消費率試験（WLTC モード）
TRIAS 11-R079-02	かじ取装置試験
TRIAS 30-R051-01	四輪自動車の車外騒音試験
TRIAS 31-J042(4)-01	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
TRIAS 43(7)-R138-02	車両接近通報装置試験

- ② 別表 2 外国の試験機関について、試験機関及び試験項目に係る改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 29 年 10 月 10 日国土交通省告示第 906 号、平成 30 年 2 月 9 日国土交通省告示第 147 号、平成 30 年 3 月 30 日国土交通省告示第 528 号）

3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日